

**放送大学FM跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用に関する調査検討会
(第3回)議事概要(案)**

1. 日時

令和5年2月14日(火)14:00~16:00

2. 場所

Web会議(接続拠点 NHKテクノロジーズ)

3. 出席者

(1)構成員(敬称略 座長・座長代理以下五十音順)

藤井座長(電気通信大学)、北郷座長代理(大正大学)

小田切構成員(所沢市)、川島構成員((株)エフエム東京)、木村構成員(国分寺市)、

神田構成員(代理)(文京区)、小池構成員(代理)(足立区)、佐藤構成員(練馬区)、

成清構成員(日本放送協会)、西村構成員(北区)、

(欠席)小松構成員(JCBA)

(2)総務省 関東総合通信局

今井放送部長

(3)オブザーバ

西森課長補佐、塚田係長、宮地官(総務省 情報流通行政局 放送技術課)

岸田課長補佐、小河主査、太田官(総務省 情報流通行政局 地上放送課)

(4)事務局

・坂本放送課長、奥野課長補佐、北村官、楠戸官(総務省 関東総合通信局 放送部放送課)

・岩田公共システム技術部長、小田専任部長、甲斐 SE((株)NHKテクノロジーズ)

4. 配付資料

資料 3-1 電波伝搬試験及び FM 受信機の特性評価試験結果

資料 3-2 公開試験について

資料 3-3 コミュニティ FM 不在地域の臨時災害放送局の開設事例に関するヒアリング実施結果

資料 3-4 調査検討会報告書・骨子(素案)

資料 3-5 今後のスケジュール(案)

参考資料 3-1 (第2回)議事概要(案)

参考資料 3-2 コミュニティFM不在地域の臨時災害放送局の開設事例に関するヒアリングの実施

(令和4年12月1日関東総合通信局放送課)

5. 議事要旨

1 開会

・事務局より配付資料の確認があった。また前回(第2回)議事録について意見等あれば事務局まで連絡していただく旨の依頼があった。

2 議題

(1)電波伝搬試験及び FM 受信機の特性評価試験結果

・事務局より、「資料 3-1 電波伝搬試験及び FM 受信機の特性評価試験結果」について説明があり、以下の質疑応答があった。

【成清構成員(NHK)】

資料 3-1 の 66 ページについて、技術的条件に定めようとしているのは同時チャンネルの混信保護比だけか。また FM 放送においては従来から隣接チャンネルへの混信保護比も存在しているが、これについては従来からの規格を踏襲するのか。

【事務局:(株)NHKテクノロジーズ】

技術的条件については 66 ページに記載している内容だけでなく、所要電界強度、受信評価等も含めて検討を行っている。隣接チャンネルに対する混信保護比については、従来通りの規格を採用するべきと考えている。

【西森課長補佐(総務省放送技術課)】

資料 3-1 の 66 ページの結果については、与干渉、被干渉共にモノラル方式を前提としているとの理解でよろしいか。

【事務局:(株)NHKテクノロジーズ】

与干渉、被干渉共にモノラル方式を前提としており、かつ主観評価は3として現在は考えている。

【川島構成員(エフエム東京)】

資料 3-1 の 66 ページに記載されている主観評価はどのような位置づけで報告書に記載されるのか。

【事務局:(株)NHKテクノロジーズ】

ここで記載している『SN30dB、D/U1～3dB』は、SN30dB で2局の D/U は 3dB 程度の信号を受信機で受信すると確保できてしまうという特性があるが、実際にこれを音で聴くと音質は著しく乱れていることから、主観評価の手法で検証を行った。

【藤井座長】

D/U1～3dB は実際にはどのように聴こえるのか、公開実験の中で聴くことはできるのか。

【事務局:(株)NHKテクノロジーズ】

実際の音ははずみが多く明瞭に聞き取ることができない。主観評価試験は一般の参加者 7 名に対し、厳しめに評価する放送の専門家を同人数加えて行っておりバランスを取っている。D/U1～3dB の音については公開実験のときに聴いていただくことを計画している。

(2)公開試験

・事務局より、「資料 3-2 公開試験」について説明があり、以下の質疑応答があった。

【川島構成員(エフエム東京)】

試験で使用する音源はどのようなものを想定しているのか。テスト信号だけでなくナレーションがあればよいのではないか。

【事務局:株NHKテクノロジーズ】

指摘いただいたように音源によって評価は変わるので、単一音源、ピアノ、ナレーション等複数の音源で確認いただくことを計画している。

(3)臨時災害放送局の開設事例に関するヒアリング実施結果(コミュニティ FM 不在地域)

事務局より、「資料 3-3 臨時災害放送局の開設事例に関するヒアリング実施結果(コミュニティ FM 不在地域)」について説明があった。次いで北郷座長代理から補足説明があり、その後質疑応答が行われた。

【北郷座長代理】

今回の調査結果を受けて、ヒアリングの重要性を改めて感じた。東日本大震災については研究者による調査報告書が既に公開されており、このような機会に臨災局の開設を計画されている自治体の方が事例を共有するということは一番重要であるということを改めて気づかされた。

過去に石巻市で実施したヒアリング結果を紹介する。住民が必要とするものを時系列に並べると、第一に生活必需品である支援物資、次に情報を得るための電話やインターネットといったライフライン、そして医療情報となり、更に親類や友人の安否確認としての広域の被害状況と続く。被災者を癒す役割、子供向けの情報についても要望が高かった。このような速報性や正確性を含めて、これら紹介したものが一つ一つ解消していくのではなく、日を追うごとに全て積み上がってくる。それゆえ発災時からの数日間は臨災局からの情報は相当重要になってくると改めて感じられた。

また、災害時の詐欺とか犯罪や SNS などのネット上のデマなどへの注意喚起がなされている。ラジオという公益性を担保する媒体を用いて行う自治体からの発信は、信頼性も含めて重要な部分になると考える。

【藤井座長】

今回ヒアリング対象となった臨時災害局は 2018 年ころまで運用していたとのことだが、このタイミングで運用終了となった理由はなにか。

【事務局:関東総合通信局】

南相馬市ひばり FM は、復興が進み臨時災害放送局としての一定程度の役割を果たしたことから、2018 年に運用を終了、富岡町おだがいさま FM は、町民の多くは郡山市で避難生活を続けていたが、避難指示も一部で解除されたことなどから 2018 年運用を終了したと承知している。

相馬市さいがい FM については、2014 年 3 月 31 日で運用を終了し、翌日の 4 月 1 日からは新たな防災行政無線の運用が開始されたと承知している。

ヒアリング結果について補足であるが、音質については運用場所の自治体の建物が破損していたり、仮設の施設での運用だったことなどから、周囲の雑音がそのまま放送されたこともあったと聞いている。今回のヒアリングを通じて、音質よりも、まずは情報伝達が最重要であった、との声もいただいている。

【木村構成員(国分寺市)】

無線従事者の役割について、資料 4 ページに臨災局開局時に無線従事者の確保が難しかったと記載がある。資料 6 ページでは職員が機材を操作して放送を行っていたとある。無線従事者は放送時に立ち会う必要はないのか。

また、臨災局の放送をインターネットに配信することは制度上可能なのか。可能であるならば、隣接する自治体との混信問題の解決に繋がるのではないのか。

【事務局:関東総合通信局】

無線従事者については、総務省の立場としては無線従事者を確保していただきたいと考えている。発災時の開局準備の段階では手当をするのではなく平時から関係者の協力支援を受けるなどの準備を進めることが望ましいと考えている。

インターネットへの配信については、制度上で問題はないが、著作権について留意する必要がある。また情報伝達の手段は複数あることが望ましいが、インターネットへの配信はあくまで臨災局の補完的な位置づけであり、公益性・信頼性の観点からもインターネットだけ整備すれば全て解決されるものではないと考えている。

【今井放送部長(関東総合通信局)】

無線従事者の位置づけについて補足したい。臨災局の運用に際しては無線従事者の中でも上級の資格が必要となり、事前にこれを準備することは大変であることを認識している。しかし既に臨災局設備を導入している自治体、あるいはこれから導入を検討している自治体においては、無線従事者が在席しているコミュニティ放送事業者やケーブルテレビ事業者などと平時から連携を取り、協力依頼の相談をしていただくことをお願いしたい。

(4) 調査検討会報告書・骨子(素案)

事務局より、「資料 3-4 調査検討会報告書・骨子(素案)」について説明があった。まず、各自治体から参加された構成員から、順次、意見や質問を頂いたのち事務局から質問に対する応答があった。

【神田構成員(文京区)】

第 4 章 4.2 タイムシェア運用において、表の②審査では、『審査過程においてタイムシェア運用とするか否か関係自治体に確認』と記載されているが、これは災害が発生する度にタイムシェア運用について審査が行われるとの認識で良いか。またここで記載されているマニュアルはいつ頃作成されるのか。

【事務局:(株)NHKテクノロジーズ】

記載している内容は現時点での案であり、どのような審査を行うかについて現在検討しているところである。記載している項目はタイムシェア運用の可否について自治体に確認していただく内容であり、これについては今後自治体から意見をいただき整理していきたい。

【西村構成員(北区)】

第 4 章 4.2 タイムシェア運用において、運用の前提として『開設時に技術的条件を踏まえ、自治体全域がカバーされる最低限の空中線電力での免許を基本とする』と記載されているが、自治体数が少なくタイムシェアしなくてよい場合はある程度出力は大きくできるのか、それとも将来自治体が増えた場合を想定して当初から出力は絞られるのか。

【事務局：(株)NHKテクノロジーズ】

自治体数が少ない段階で、空中線電力を大きくして開設し、その後隣接する自治体が増えることによって混信を回避するため空中線電力を下げるということが自治体として認められるのか、そのあたりについても意見をいただき整理していきたい。

【佐藤構成員(練馬区)】

第4章 4.2 タイムシェア運用において、論点の項目で『電波法関係審査基準の一部改正が必要』との記載があるが、今後 77.1MHz の周波数を訓練でより使いやすくなるような改正を期待している。

【事務局：関東総合通信局】

審査基準の改正については最終的な報告が上がってから具体的な検討に入るが、一般論として言えば通常の周波数割当てとは異なる考えに基づくものであるため、緩和する方向での改正が必要との認識でいる。ご意見を賜ったということでご理解をいただきたい。

【小池構成員(足立区)】

第4章 4.1 自治体ヒアリングにおいて、『関係者による「臨災局運用に関する定例連絡会」の立ち上げ』との記載があるが、どのような形で運用を進めていくのか。また希望する自治体が増えてくるとシェアする範囲も大きくなっていくと思うが、そこについてはどのように考えているのか。

加えて公開実験では屋外と屋内の両方について実施するのかについても計画を聞かせてほしい。

【事務局：関東総合通信局】

現時点において明確な指針を定めているわけではない。定期的な意見交換が必要と考えており、現在の 6 自治体以外の自治体にも参加していただくことを考えている。会合においては、周波数の割当てやタイムシェア運用だけではなく、既に開設した自治体から運用情報等これまでの事例について意見を伺う場としたいと考えている。

【木村構成員(国分寺市)】

第4章 4.1 自治体ヒアリングにおいて、臨災局開設時間として『放送時間 30 分程度』との記載があるが、第2回調査検討会では、『10 分程度については、いずれの発災からの時期において多い傾向であった。』と報告されている。これについて自治体ヒアリングとアンケート結果の関連性について教えて頂きたい。

また放大跡地の周波数 77.1MHz が既に隣接する自治体で使用されていた場合、他の周波数が割り当てられることはあるのか。

【事務局：関東総合通信局】

第2回目の調査検討会でのアンケート結果では、10 分程度と回答された数が最も多かったが、ほぼ同数で 30 分程度とのご意見もいただいていた。そのため今回の資料では 30 分程度を採用させていただいた。

また他の周波数の割り当てについては、制度上は可能であるが、現状では空き周波数はないので物理上で難しいと言える。今回の調査検討に参加している各自治体においても、77.1MHz を念頭に置いて準備を進めていると思うので、総務省としてもこの周波数を割り当てるように考えている。

【小田切構成員(所沢市)】

第4章4.2タイムシェア運用において、タイムテーブルを設定して運用するという考えもあるが、今後臨災局を希望する自治体が増えていった場合、拡大跡地の利用の中だけでカバーしていくのか、それともそれ以外の周波数を活用していくのか。その場合、今回参加している自治体が優先的に拡大跡地の周波数が割り当てられるのか。

【事務局:関東総合通信局】

拡大跡地以外の周波数を割り当てることは難しいと考えている。また優先割り当てについても制度上認められていない。今後は現在の6自治体に加え、今後開設されてくる自治体からの意見を聞きながら拡大跡地の周波数を効果的に使用していきたいと考えている。

【藤井座長】

臨災局の運用に必要な無線従事者の要件を緩和するという考えは今回あるのか。

【事務局:総務省放送部放送課】

この場で回答できる材料を持ち合わせていないので、ご意見を賜ったということでご理解をいただきたい。

(5)今後のスケジュール案

事務局より、「資料3-5 今後のスケジュール案」について説明があった。構成員から特に意見・質問等はなかった。

3 閉会

・事務局より、関東総通局主催の“関東放送シンポジウム(第3回)会合”について案内があった。

以上